

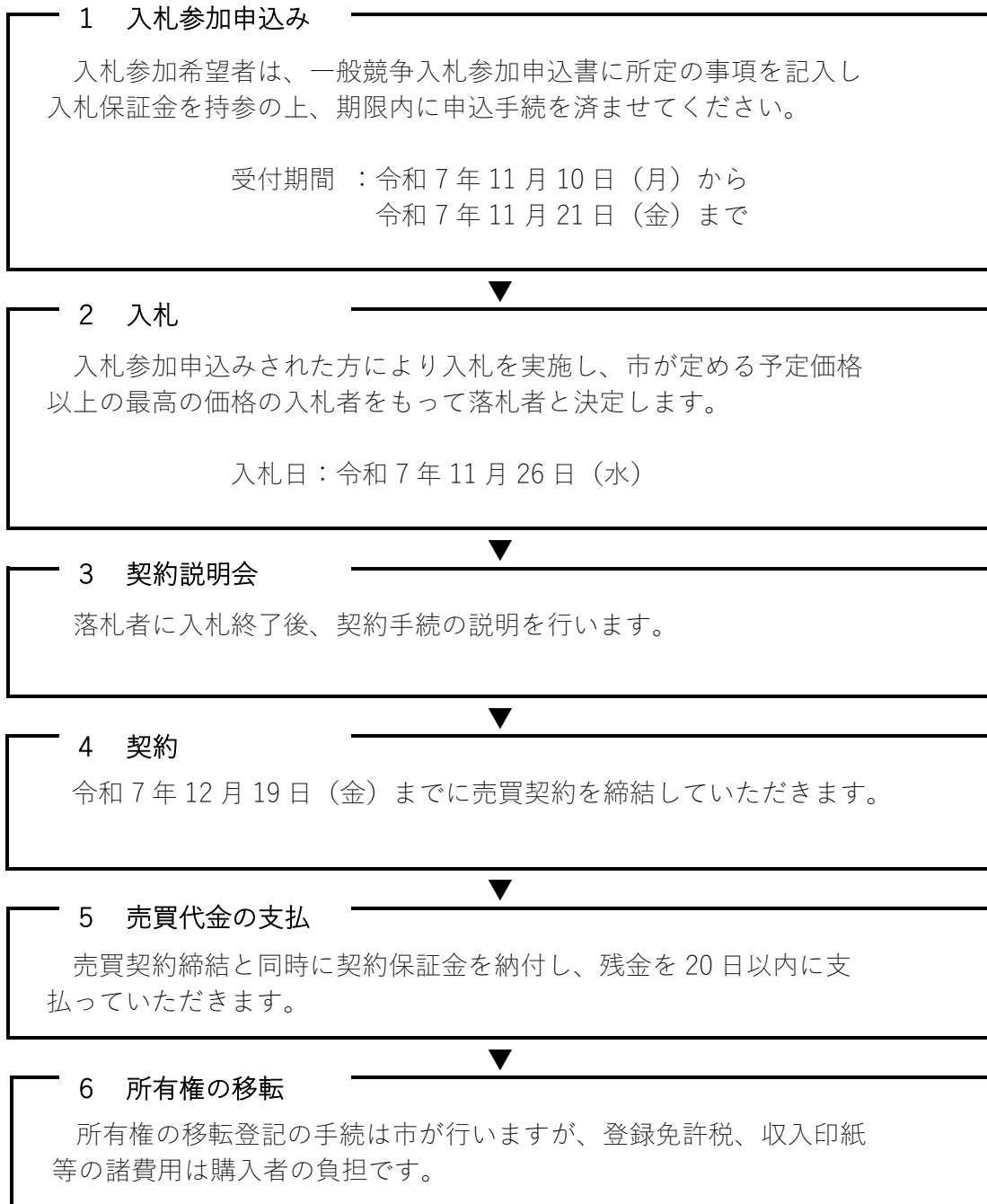
令和 7 年度 第 2 回

市有財産（土地）

一般競争入札実施要領

岐 阜 市

一般競争入札に係る事務の流れ



【注意事項】

- ① 入札参加希望者は「売払実施要領」に記載された内容を熟知しておいてください。
- ② 売払物件は現況有姿での引渡しとなります。入札参加申込みにあたっては、必ず現地を事前に確認してください。

―― 目 次 ――

1	売払物件	2 頁
2	入札参加の資格	3 頁
3	入札参加申込み	3 頁
4	入札保証金	4 頁
5	入札	5 頁
6	落札者の決定	6 頁
7	契約に付す条件	6 頁
8	契約の締結等	7 頁
9	売買代金等の支払方法	8 頁
10	所有権の移転等	8 頁
11	契約費用及び公租公課	8 頁
12	入札に関する情報	9 頁
13	契約に至らなかった場合等における土地の取扱い	9 頁
14	その他	9 頁
	物件調書	10～13 頁
	入札参加申込書等	別添
	(1) 一般競争入札参加申込書（個人用）	(2) 一般競争入札参加申込書（法人用）
	(3) 委任状	(4) 誓約書

1 売払物件

岐阜市が所有する土地を下記要領により一般競争入札で売り払います。

物件 番号	所 在 地 番	地目	地積 (㎡)	予定価格 (円)
1	岐阜市久保見町 46 番 1	宅地	67.66	2,527,000
2	岐阜市日野東六丁目 2 番 14	宅地	229.34	7,150,000

受付窓口

物件番号 1、2 行政部管財課（岐阜市役所庁舎 3 階）

2 入札参加の資格

- (1) 入札に参加できる者は、個人及び法人とします。
- (2) 特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、入札に参加できません。
- (3) 岐阜市の行った市有財産の売払いに関し、次の各号のいずれかに該当する者は、当該事実があった日から2年間は入札に参加できません。
 - ① 公正な入札の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ② 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ③ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (4) 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当する公有財産に関する事務に従事する者は、入札に参加できません。
- (5) 岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書第4条に規定する排除措置の対象となる者は、入札に参加できません。

3 入札参加申込み

- (1) 申込受付期間、受付時間及び受付場所

受付期間	令和7年11月10日（月）～ 令和7年11月21日（金）
受付時間	午前9時～午後3時（正午から午後1時までを除く。） ※土曜、日曜の受付は行いません。
受付場所	岐阜市役所庁舎3階 行政部管財課

- (2) 申込みの方法

- ① 入札参加希望者は、申込期間内に入札保証金を持参の上、入札参加申込書その他必要書類を受付場所へ提出して申込手続を済ませてください。
- ② 1物件に対して2者以上の連名（共有）による申込みも可能です。

(3) 提出書類等

- ① 入札参加申込書
- ② 入札保証金（入札予定金額の100分の3以上の額）
- ③ 住民票（法人の場合は、商業・法人登記簿謄本）
なお、③については、発行後3か月以内のものに限ります。
- ④ 本籍地で発行される身分証明書（外国人の場合は、在留カード又は特別永住者証明書）
- ⑤ 委任状（申込時に代理人が申込みをする場合）
- ⑥ 誓約書（暴力団関係者に該当するか否かについての誓約書）

(4) 申込みにあたっての留意事項

- ① 売払物件については、現況有姿での引渡しとなります。申込みにあたっては、必ず現地を事前に確認してください。
- ② 落札後の売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義で行えません。
- ③ 入札参加申込物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができます。
- ④ 郵送、電話（ファックスを含みます。）等による申込受付は、行いません。
- ⑤ 複数の売払物件について申込みを行われる方は、物件ごとに必要書類等一式を提出してください。
- ⑥ 申込手續が完了したときは、入札参加受付済書をお渡ししますので、これを入札日に持参してください。
- ⑦ 申込手續とともに入札保証金を納付していただきます。
- ⑧ 申込時には、運転免許証等の本人確認ができる書類を提示してください。

4 入札保証金

- (1) 入札参加希望者は、入札保証金としてご自身の入札予定金額の100分の3以上の額を、入札参加申込時に本市が発行する納入通知書により納付していただきます。

入札保証金の納付は、必ず受付期間・受付時間内に済ませてください。銀行窓口が午後3時までとなりますので、受付最終日についてはご注意ください。

なお、申込後における入札保証金の増額又は減額については、受付期間中に限

り行うことができます。

- (2) 入札保証金は、落札者を除き入札参加者が申込時に指定した口座に返還します（なお、返還に若干の日数がかかりますがご了承ください）。ただし、落札者に対しては、売買契約を締結する際に契約保証金に充当します。
- (3) 入札保証金を返還するに当たり、入札申込時に納付していただいた納入通知書兼領収書が必要となりますので、必ず入札日に持参してください。
- (4) 入札保証金には、利息を付しません。
- (5) 落札者が正当な理由なく期限までに売買契約を締結しないときは、入札保証金を返還しません。
- (6) 入札当日に欠席された場合は、入札保証金を返還しません。

5 入札

(1) 日時及び場所

物件番号	入 札 日	入札執行時間	入 札 場 所
1、2	令和7年11月26日（水）	午前10時00分	岐阜市役所 10-1 会議室

※参加申込みは物件番号により窓口が異なりますのでご注意ください。P2 参照

※複数の物件で申込みがあった場合は、順番に入札を実施します。

(2) 入札書の提出

- ① 入札参加者は、指定の時刻に、指定された場所へ入札書を提出しなければなりません。
- ② 入札書の押印には、実印を使用してください。
- ③ 代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出し、入札書には代理人名を記入し、押印してください。

(3) 開 札

- ① 入札後直ちに入札者の面前で開札します。
- ② 開札に出席しなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。

(4) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。なお、入札の当日出席しなかった者又は入札執行時刻に遅刻した者は、棄権とみなします。

- ① 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。
- ② 入札書に記名押印がないとき。
- ③ 入札金額を訂正したとき。
- ④ 一つの売払物件に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- ⑤ 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- ⑥ 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- ⑦ 入札者又はその代理人が他の入札代理人となり入札したとき。
- ⑧ 入札に参加する資格がない者が入札したとき。
- ⑨ 入札に関し不正な行為を行ったとき。
- ⑩ その他入札に関する条件に違反したとき。

(5) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じたときは、入札を中止し、又は延期することがあります。

6 落札者の決定

- (1) 本市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。
- (2) 落札者となる同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該同価の入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

なお、落札者となる同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。

- (3) 落札者の決定は、開札後直ちに入札場所で行います。
- (4) 落札者には、入札終了後、契約手続の説明を行います。

7 契約に付す条件

買受人に対しては、売買契約において次の条件を付しますので、これらの定めに従っていただくことになります。

(1) 用途制限

落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の事務所など公序良俗に反する業等の用に供することはできません。また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸すことはできません。

(2) 実地調査の協力

用途制限に関しその履行状況を確認するため、本市の求めにより随時資料等の提出や物件の調査等に協力していただきます。

(3) 契約の解除

- ① 買受人が売買契約書の各条項に違反したとき又は契約に定められた義務を履行しないときは、本市は契約を解除することができます。
- ② 上記により契約が解除されたときは、買受人は、本市の指示する期間内に自己の費用で土地を原状に回復して本市に引き渡さなければなりません。

(4) 違約金

上記（1）及び（2）の条件に違反した場合は違約金として、次のとおり支払っていただきます。

（1）の条件に違反した場合…………… 売買代金の20%

（2）の条件に違反した場合…………… 売買代金の10%

8 契約の締結等

- （1） 落札者は、令和7年12月19日（金）までに買受人として売買契約の締結を行っていただきます。
- （2） 落札者が、正当な理由なく上記（1）の期日までに契約を締結しないときは、落札者としての資格を取り消します。その場合、お預かりした入札保証金はお返しできません。
- （3） 落札者は、契約時に印鑑証明書を提出し、契約書の押印には実印を用いてください。

9 売買代金等の支払方法

- (1) 売買代金は、次の方法により支払っていただきます。

売買契約締結と同時に契約保証金として売買代金の100分の10以上の額を、本市が発行する納入通知書により納付していただきます。

残金は、契約締結の日から20日以内に本市が発行する納入通知書により支払っていただきます。

この場合、契約保証金は、納付期限までに売買代金の納付がない場合には本市に帰属することになります。

- (2) 契約保証金には、利息を付しません。

10 所有権の移転等

- (1) 売買代金の全額納付があったときに所有権が移転するものとし、同時に土地を引き渡すものとします。
- (2) 物件は、現況有姿のまま引き渡すものとします。
- (3) 所有権の移転登記は、本市が囑託により行います。
- (4) 契約締結後に、契約内容の不適合を理由とする追完、代金減額、契約解除、損害賠償等は原則としてできません。
- (5) 物件調書の参考事項に土壤汚染等の調査に関して記載が無い場合は、専門的な調査を実施しておりません。

11 契約費用及び公租公課

- (1) 売買契約書に貼付する収入印紙の費用は、買受人の負担となります。
- (2) 所有権の移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となります。
- (3) 売買代金完納後の公租公課は、買受人の負担となります。
- (4) その他契約に要する費用は、買受人の負担となります。

12 入札に関する情報

入札申込みに関する情報（申込件数、申込者の氏名及び住所及び入札保証金

等)については、一般競争入札の趣旨に鑑み、一切開示できません。また、落札結果に関する情報(落札者の氏名及び住所、落札価格等)についても、同様に取扱いますのでご了承ください。なお、落札者(買受人)については、所有権移転登記後に法務局等でご確認いただくようお願いいたします。

13 契約に至らなかった場合等における土地の取扱い

落札者が、正当な理由なく市の指定する期日までに契約を締結しないとき、契約締結後に実施要領 7-(3)-①の規定により本市が契約を解除したとき又は買受人から売買契約を辞退する旨の申出があったときの当該土地については、次に開催する一般競争入札の売払対象物件として取扱います。

14 その他

- (1) 入札に参加しようとする者は、本要領に記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 建物を建築するにあたっては、都市計画法・建築基準法や岐阜市の条例等による指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。
- (3) 日本国内に住所又は主たる事務所を有しない者が落札者となった場合において、その者が外国為替令第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は、当該財務大臣の許可があったときに有効となります。

問い合わせ先	
〒500-8701 岐阜市司町40番地1	
行政部管財課	TEL 058-214-3748 (直通)

物 件 調 書

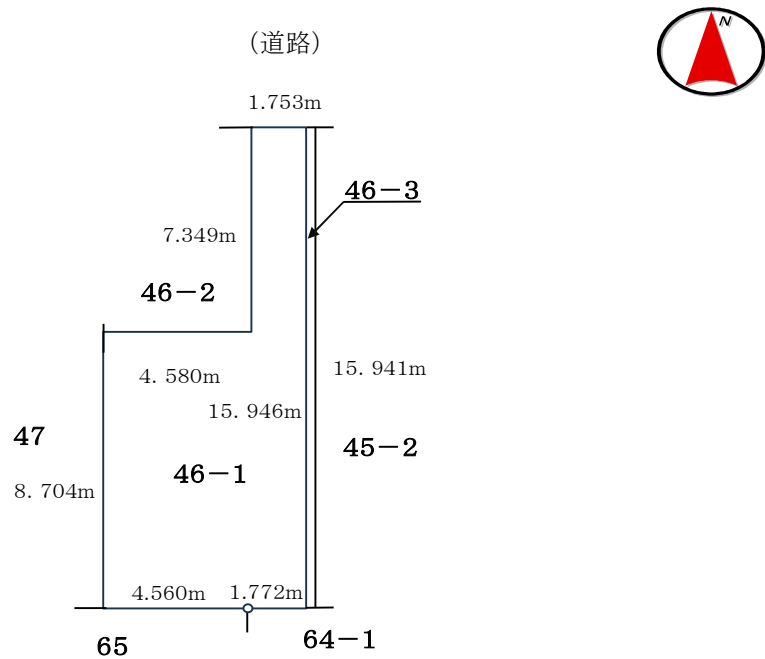
物件番号		1			
所在地番		岐阜市 久保見町46番1			
地目	登記	宅地	面	登記	67.66 m ²
	現況	宅地	積	実測	67.66 m ²
境界標		すべて有り			
接面道路		北側 岐阜市道 幅員 6.0 m (接道部分は1.75mであり、建築基準法の接道義務を満たしていないため、建築不可) 道路面に対する高低差:等高			
接面水路等		無し			
法令等による制限	都市計画法等	市街化区域		地区計画	□有 ■無
		用途地域	準工業地域		
		建ぺい率	60%	容積率	200%
		その他	居住誘導区域、準防火地域、特別用途地区		
供給処理施設の状況	電気	接面道路に配線あり			
	ガス	■都市ガス □プロパンガス			
	上水道	接面道路に配管あり			
	下水道	接面道路に配管あり			
公共交通機関	バス	岐阜バス 加納本町停留所の北西方 約0.2km			
	鉄道	JR東海道本線 岐阜駅の西方 約1.2km			
最寄りの公共機関 (物件からの道路距離)	市役所(事務所)	南部西事務所	約2.4km	消防署	中消防署木之本分団 約1.0km
	小学校	本荘	約0.9km	郵便局	岐阜本荘 約0.1km
	中学校	本荘中	約1.7km	病院	朝日大学病院 約0.6km
(参考事項)					
※当物件は、現況有姿での引渡しとなります。必ず事前に、現地を確認してください。					

物件番号	1
------	---

案内図



地形図



※地積測量図

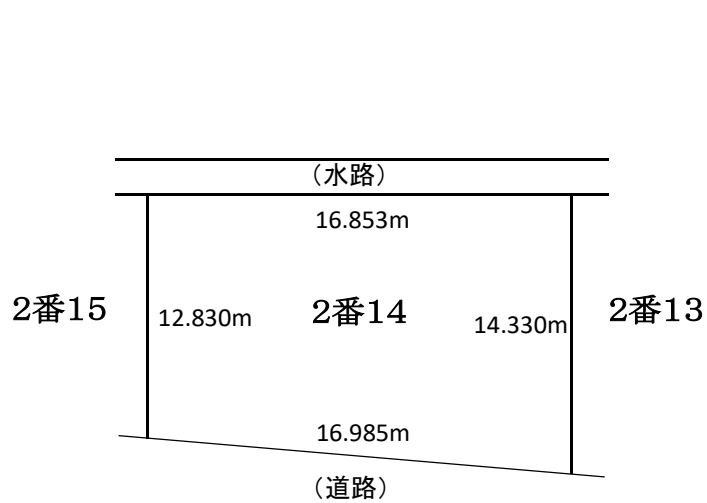
物 件 調 書

物件番号		2			
所在地番		岐阜市 日野東六丁目2番14			
地 目	登記	宅地	面 積	登記	229.34 m ²
	現況	宅地		実測	229.34 m ²
境界標		すべて有り			
接面道路		南側 岐阜市道 幅員 4.56 m 道路面に対する高低差：等高			
接面水路等		有り			
法令等 による 制限	都市計画法等	市街化区域		地区計画	☐ 有 ☒ 無
		用途地域	第一種住居地域		
		建ぺい率	60%	容積率	200%
		その他	防火指定なし		
供給処理施設 の状況	電気	接面道路に配線あり			
	ガス	☐ 都市ガス ☒ プロパンガス			
	上水道	接面道路に配管あり			
	下水道	接面道路に配管あり			
公共交通機関 (物件からの道路距離)	バス	ひのっこバス 成瀬クリニック前の東方 約350m			
	鉄道	JR高山本線 長森駅の北方 約4.4km			
最寄りの 公共機関 (物件からの道路距離)	市役所(事務所)	東部事務所	約4.2km	消防署	中消防署鶴飼分署 約2.7km
	小学校	日野小	約2.3km	郵便局	岐阜岩田坂 約1.5km
	中学校	長森中	約3.3km	病院	澤田病院 約2.7km
(参考事項)					
・隣接との境界で一部越境物有					
・敷地内にフェンス有					
* 当物件は、現況有姿での引渡しとなります。必ず事前に、現地を確認してください。					

案 内 図



地 形 図



※地積測量図

個人用

令和 年 月 日

(あて先) 岐阜市長

一般競争入札参加申込書

市有地の一般競争入札について、実施要領の内容を承諾の上、次のとおり入札に参加したいので申し込みます。

1 申込者

住所	〒	電話番号
ふりがな		生年月日
氏名		M・T・S・H 年 月 日生
共有者	住所	〒
	ふりがな	生年月日
	氏名	M・T・S・H 年 月 日生
	住所	〒
	ふりがな	生年月日
	氏名	M・T・S・H 年 月 日生

2 申込物件

物件番号	土地の所在地

※印は記載しないでください。

受付印
※

3 入札保証金等返還に係る口座振替先

金融機関名	銀行・金庫・農協・信用組合	本店・支店・本所・営業所・出張所
預金種目	1 普通 2 当座 9 その他	口座番号
口座名義人	フリガナ	
	漢字	

(注) 申込人が代理人である場合は、委任状を添付してください。

法人用

令和 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

一般競争入札参加申込書

市有地の一般競争入札について、実施要領の内容を承諾の上、次のとおり入札に参加したいので申し込みます。

1 申込者

所在地	〒	電話番号
ふりがな		
法人名 及び 代表者氏名		

2 申込物件

※印は記載しないでください。

物件番号	土地の所在地

受付印
※

3 入札保証金等返還に係る口座振替先

金融機関名	銀行・金庫・農協・信用組合		本店・支店・本所・営業所・出張所
預金種目	1 普通	2 当座	9 その他 口座番号
口座名義人	フリガナ		
	漢字		

(注) 申込人が代理人である場合は、委任状を添付してください。

委任状

令和 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

委任者(委任した人)

住 所
ふり がな
氏 名
(電話番号)

住 所
ふり がな
氏 名
(電話番号)

住 所
ふり がな
氏 名
(電話番号)

住 所
ふり がな
氏 名
(電話番号)

私は、次の者を代理人と定め、下記物件に係る市有財産の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

代理人(委任された人)

住 所
ふり がな
氏 名

生年月日 年 月 日
(電話番号)

記

物件番号	土 地 の 所 在 地

令和 年 月 日

岐阜市長 柴橋 正直 様

誓約書

私は、下記事項について、事実と相違ないことを誓約します。

さらに、私は、下記事項について岐阜市において必要と認める場合に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法律」という。）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者であるか否かについて、警察署長に対し、書面で照会することに同意します。

なお、岐阜市において下記事項に反すると認める場合、契約解除、その他貴市が行う措置について、異議の申し立てを行わないことを誓約します。

記

1 私は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（法律第2条第2号から第4号までに規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

住所

氏名